

木造住宅の耐震化事業に 助成しています

市は、地震による木造住宅の倒壊などの被害を最小限にとどめ、震災に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震化事業に助成しています。耐震化を考えている方は、工事を行う前に、本庁都市政策課へご相談ください。

①木造住宅耐震診断事業

木造住宅の耐震診断が一定金額で受けられる制度です。
■個人負担額
1件につき3000円



筋交いを施し、耐震補強を行った例

②木造住宅耐震補強工事費助成事業

木造住宅の耐震補強工事の経費を助成する制度です。

■助成額

対象経費の2分の1(限度額60万円)

〔例〕工事費が90万円の場合45万円を助成

〔例〕工事費が130万円の場合60万円を助成

①②共通

■対象となる住宅

昭和56年5月31日以前の建築基準法の基準により建築された平屋および2階建ての木造住宅

■提出先

本庁都市政策課または各総合支所建設係

※提出書類など詳しくは左記へ

【問い合わせ】

本庁都市政策課(☎24・2111
1内線543・549)

PM2.5 注意喚起情報が発令されたら

微小粒子状物質「PM2.5」の濃度は、3月から5月にかけて上昇する傾向があります。

この物質は非常に小さいため呼吸器の奥深くまで入り込みやすく、呼吸器系疾患のリスクが上がることや循環器系への影響が懸念されます。

花巻市ではこれまで、1日の平均濃度が国の指針値を超えたことはありません。超えることが予想される場合は、県が発令する注意喚起・注意報に基づき、エフエムワンやホームページなどで高濃度情報の周知を図るほか、公共施設では利用者に注意を呼びかけます。

■注意喚起が発令されたら

- 外気を室内に入れないようにする
- 外出はなるべく避ける
- 屋外での運動をできるだけ減らす
- 呼吸器系の疾患のある人や小さいお子さん、高齢者は健康への影響に個人差があるので、特に気を付ける

■いわてモバイルメールにご登録ください

いわてモバイルメールは、県が防災・災害情報や観光情報などの行政情報を電子メールで配信するサービスです。

配信登録することで、PM2.5の注意喚起をはじめ災害や観光などの情報をいち早く受け取ることができます。

※登録は無料ですが、メール受信やホームページ閲覧のための通信料が掛かります。詳しくは県のホームページをご覧ください



【問い合わせ】

- 本庁生活環境課(☎24-2111内線256)
- 花巻保健所環境衛生課(☎22-4921)

身体障がい者相談員 知的障がい者相談員 を紹介します

障がいのある方やその家族、身近な方々の悩みなどの相談にお応えします。本年度の相談員は次の皆さんです。お気軽にご相談ください。

■身体障がい者相談員

氏名	住所	電話番号
伊藤 公作	大迫町	48-2565
内館 勝人	幸田	31-2650
大原 公平	石鳥谷町	26-3479
小原 直幸	東和町	44-2339
菊池 靖代	東和町	090-6681-5539
葛尾 文子	西宮野目	26-5142
駒場 恒雄	二枚橋	26-2102
佐々木 喜代子	天下田	24-6534
佐藤 孝子	野田	24-8333
佐藤 崇	石鳥谷町	47-2484
白崎 オノエ	東町	23-4903
高橋 雄一	石鳥谷町	45-4668
高橋 渡	南万丁目	090-5356-6292
多田 憲司	東和町	44-2848
野口 とわ子	鍋倉	28-3363
藤井 公博	東和町	42-4864
本館 二郎	北笹間	29-2469
山本 英典	大迫町	48-2274
吉田 稔	小瀬川	27-3512

■知的障がい者相談員

氏名	住所	電話番号
井形 隆蔵	下幅	22-2874
伊藤 ケイ	上根子	22-3583
牛崎 恵理子	太田	23-4268
押切 嘉子	高木	24-5789
菊池 靖代	東和町	090-6681-5539
小瀬川 正	台	27-2875
佐藤 うた子	大迫町	48-9443

【問い合わせ】
本庁障がい福祉課(☎24-2111内線517)

民生委員・児童委員に ご相談ください

民生委員・児童委員ってどんな人？

民生委員・児童委員は「民生委員法」「児童福祉法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱された、地域福祉の推進役です。

各地域の見守り役、地域住民の身近な相談相手、専門機関などへのパイプ役として活動しています。



民生委員制度は平成29年に創設100周年を迎えます

民生委員・児童委員の中には子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する主任児童委員もいます。

どんなことを相談できるの？

高齢者介護や障がい者支援、子育てのことなど生活上のさまざまな悩み事を相談できます。

どこに行けば相談できるの？

花巻市では、各行政区でおよそ1人から2人程度の委員が活動しています。

お住まいの地区の民生委員・児童委員については下記へお問い合わせください。

※委員の氏名や担当地区は市ホームページに掲載しています

その内容に応じて、行政の支援や福祉サービスを紹介し、問題解決に協力します。相談に関する秘密は守られるので安心してご相談ください。

*5月12日は

「民生委員・児童委員の日」

5月12日は全国民生委員児童委員連合会が定めた「民生委員・児童委員の日」です。本市の民生委員・児童委員は5月を「活動強化期間」とし、地域住民へのPR活動に取り組みます。

【問い合わせ】

▽本庁地域福祉課(☎24・2111内線504)
▽各総合支所健康福祉係
大迫(☎48・2111内線144)
石鳥谷(☎45・2111内線228)
東和(☎42・2111内線243)